

令和4年3月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認3件、議案18件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり承認および可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、**議案第13号「令和3年度平戸市一般会計補正予算(第17号)」**に関し、ふるさと納税の返礼品にかかるポイント未使用分については、納税者が寄付を行い、ポイントを付与した時点で、市は債務を負うことになり、年度末までに消化されなかったポイントは翌年度以降に繰り越すことになるため、それを担保するためにも次年度に繰り越す分として債務負担行為を行い、議会や市民に対し市が負う債務を明示する必要があるのではないかとの意見がありました。

次に、**議案第15号「令和4年度平戸市一般会計予算」**中、財務部企画財政課所管の「市内高等学校支援事業」に関し、本事業は、市内の3つの高等学校へ市内、市外から通学する生徒への資格試験受験料の支援なのかとの質問に対し、この事業は生徒数が減少していく中、市内の高等学校の存続のため高校魅力化アップとして市外から通学する生徒も対象とした支援事業であるとの答弁がありました。これに対し、人材育成の観点から、平戸市民で市外の高等学校へ進学する生徒への支援も行う必要があるのではないかとの意見がありました。

次に、同課の「再生可能エネルギー活用離島活性化事業」に関し、的山大島風力発電株式会社からの株式配当金が見込めない中、再生可能エネルギー活用離島活性化基金を活用した事業の継続について、今後どのように考えているのかとの質問に対し、基金の残高が無くなった場合でも継続すべき事業もあるため、事業のあり方について見直しを行う必要があるとの答弁がありました。

次に、福祉部福祉課所管の「民生委員児童委員設置事業」に関し、各地区の民生委

員を削減するように聞いているがどのようになっているのかとの質問に対し、県から支給される各民生委員への報酬の財源である地方交付税と、報酬の額とで乖離があるということで定数を削減するように要請があっていることから、民生委員協議会、各地区の市嘱託員と協議を行っているところであるとの答弁がありました。

また、何名を削減しようとしているのかとの質問に対し、国の民生委員の配置基準は120世帯から280世帯につき1名であることから、令和4年11月末で任期が終了する128名の定数から4名以上の削減となる見込みである。現在、120世帯以下の地区を近くの地区と一緒にできないか検討中であるが、民生委員の活動範囲が広くなり、負担が大きくなることから、急激な減少とならないように、県と協議しながら決定していきたいとの答弁がありました。

次に、同課の「生活保護事業」に関し、全国では生活保護者が増加しているとの報道がされているが、本市においては新型コロナウイルス感染症の影響に関係したものはあるのかとの質問に対し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響に対する臨時福祉資金の貸付などの経済対策により保護率は、令和元年度が1.38%、令和2年度が1.3%、さらに令和4年1月末時点では1.2%と減少しているところである。今のところ影響は表れていないと思われるが、今後の経済動向や貸付金制度の終了により相談や申請件数の増加も考えられるとの答弁がありました。

次に、**議案第18号「令和4年度平戸市介護保険特別会計予算」**中、福祉部長寿介護課所管の「食の自立支援事業」に関し、この事業における事業者はどのように決定しているのかとの質問に対し、事業者については、大島地区、生月地区及び平戸・田平地区において、地区ごとに1事業者と随意契約し事業を行っているとの答弁がありました。これに対し、事業の実施において複数の事業者で実施が可能である場合には入札または、2者以上から見積もりの徴取を行うべきではないかとの質問に対し、1事業者について令和4年度は事業の実施が困難である旨を聞いているが、委員の意見を踏まえ事業者の選定方法を検討したいとの答弁がありました。

次に、**議案第 24 号「令和 4 年度平戸市病院事業会計予算」**に関し、生月病院に地域包括ケア病床を導入した場合に、今後の収支の見通しはどのようになるのかとの質問に対し、今回 10 床を地域包括ケア病床に変更した場合には、不採算地区病院に係る交付税は減額されるが、交付税の算定にあたっては、許可病床から稼働病床に変更になっており、一般病床数を減床しなかった場合でも交付税は減額となる。

一方、地域包括ケア病床に係る診療報酬単価は、26,200 円で一般病床の平均単価 21,000 円より増額となり、病床の稼働率を 7 割弱から 8 割と見込むことで、一定の収入確保ができるものと考えているとの答弁がありました。

なお、「平戸市立病院改革プランの点検評価」について、令和 4 年 1 月 12 日付けで平戸市病院新改革プラン点検評価委員会から答申があったとの報告がありました。

次に、**議案第 29 号「令和 4 年度一般会計補正予算（第 1 号）」**中、福祉部こども未来課所管の、「生月こども園園舎改修事業」に関し、塗膜防水工事による屋根改修を行うとのことであるが、現状の園舎の屋根の構造からその効果は長期間維持できるのかとの質問に対し、今回の防水工事での保証期間は 10 年間であるが状況によっては 18 年、20 年は維持できるのではないかと考えているとの答弁がありました。これに対し、施設の長寿命化を図り、また、費用対効果のうえでも予定している工法より予算を増額してでも、保証期間以上の長期間において維持できるよう検討を行う必要があるのではないかととの質問に対し、再度、工法等の検討を行い、検討結果については 6 月定例会の委員会でも説明したいとの答弁がありました。

最後に、今回、専決処分の承認として新型コロナウイルス感染症に係る事業者支援などの一般会計補正予算を提出しているところであるが、専決処分を行う場合には臨時会の招集等の対応策を行う時間的余裕が無いのか行政側と議会側とが十分に協議したうえで、これまで以上に慎重に判断する必要があるとの意見がありました。

これをもって、本委員会において付託を受けました案件の審査報告を終えますが、本委員会は所管に属する事項について先進地等の調査を行いたいので、調査終了まで

閉会中の継続調査に付していただきますよう申し出いたします。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認2件、議案15件、請願1件であります。

審査の結果は、議案第15号を賛成多数で可決すべきものと決定し、その他の議案につきましては、異議なく、原案のとおり承認、可決および採択すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、承認第2号、専決第2号「令和3年度平戸市一般会計補正予算（第15号）」及び承認第3号、専決第3号「令和3年度平戸市一般会計補正予算（第16号）」中、文化観光商工部商工物産課所管の「飲食店等時短要請協力金支給事業」に関し、この事業の対象となる飲食店等の営業実態はどのように確認しているのかとの質問に対し、まん延防止等重点措置区域の指定に伴い、長崎県の営業時間短縮要請に応じて実施する事業であり、県内統一した要件により申請の際に営業実績を確認できる書類の添付や、見回り調査をすることで確認しているとの答弁がありました。これに関連し、飲食店等の見回りについて運転代行業者へ依頼したとのことだが、経営に大きな打撃を受ける中、見回り調査謝礼金については、今後は増額することを検討してはどうかとの意見に対し、謝礼金については他市の状況等をみながら判断していきたいとの答弁がありました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店だけではなく、多数の業種が大きな影響を受けており、地域の感染状況や経済状況に応じた事業者支援のあり方を検討すべきではないかとの意見に対し、本事業については県内統一して行われた営業時間短縮要請に対する協力金支給事業ではあるが、今後は地域の実情によって選択できるような事業の必要性についても、県との協議の場においても提言していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第15号「令和4年度一般会計予算」中、農業委員会事務局所管の「機

構集積支援事業」に関し、農地基本台帳整備については、国土調査の担当課と市民課と連携し、常に最新の情報で管理されている。また、農地所有者の死亡による手続きについては、市民課の窓口で死亡届出の手続きにより一括して行われ、データの共用とワンストップ窓口サービスにより、市民の負担軽減に繋がっていると評価しました。

次に、農林水産部農林課所管の「園芸用リースハウス整備事業」に関し、令和4年度は、いちごハウスとアスパラガスハウスで9戸を計画しているが、事業内容はどのようなになっているのかとの質問に対し、この事業は農協が事業主体となり、新規就農者は、補助金を差し引いた自己負担相当額と年間管理料（施設の保険料）をリース料金として支払う仕組みである。リース期間については、自己負担額に応じて段階的に設定され、その自己負担額が800万円未満の場合は8年以内、1千万円未満は10年以内、1千万円以上は15年以内となっており、リース期間終了後は、新規就農者に譲渡される予定である。年間のリース料金については、市が試算した結果、いちごハウスで10a当たり55万円から60万円、アスパラガスハウスでは平均的な面積20aで試算すると、10a当たり40万円から50万円と見込んでいるところであるが、農協が財産取得（リースハウス取得）を決定したのちに算定される予定であるとの答弁がありました。また、10a当たりの所得は、どの程度を見込んでいるのかとの質問に対し、いちごハウスで370万円、アスパラガスハウスで190万円の所得を見込み、この金額の差については、10a当たりの年間労働時間がいちごの場合2,000時間、アスパラガスでは900時間となり、労働時間の差が所得の差となっているとの答弁がありました。

次に、同課の「ながさき型スマート産地確立支援事業」に関し、炭酸ガス発生装置などの環境制御に取り組むとのことであるが、その効果と今後の取組みについては、どのようなになっているのかとの質問に対し、令和2年度の補助事業の実績では、計画に対し、いちごで129%の増収効果が得られた事例がある。また、アスパラガスについては、現在、県で環境制御技術の実証に取り組んでいるところであり、普及できる

段階になれば補助事業を活用して、新規就農者等に積極的に推進したいとの答弁がありました。

さらに、新規就農者に対する営農指導については、市だけでは技術指導に限界があることから、県や農協と役割分担を行いしっかり対応してほしいとの意見に対し、関係機関と連携し、適切に指導していきたいとの答弁がありました。

次に、農林水産部水産課所管の「カワハギ陸上養殖実証試験事業」に関し、民間事業者が既に陸上養殖を行っている中で、なぜ、実証試験を行政が行うのかとの質問に対し、世界的にも水産物の需要が高まっている中、天然水産資源が減少傾向にあり、経営多角化に向けて陸上養殖を実施できないか実証試験を行うものである。すでに陸上養殖の実績がある民間事業者の養殖技術は、民間事業者にとって大切な財産であり、簡単にその技術を広く享受できるものではないため、今回、漁協施設の空きスペースを有効に活用し実証試験を行い、得られたデータを市内漁協に提供することで、水産業の振興に役立つものと期待しているとの答弁がありました。

これに関連し、地下海水を使った養殖が望ましいのではないかとこの質問に対し、今回、漁港から海水をくみ上げて、かけ流しで養殖をする一番コストがかからない方法での陸上養殖を検討している。さらに、高濃度酸素溶解装置を設置し、酸素濃度の高い海水を使うことで、病原菌の発生状況や水槽の収容密度についての検証をしたいとの答弁がありました。

また、水産業の振興に関しては、多くの補助事業があるが、成果はどのように検証しているのかとの質問に対し、国・県補助事業では、計画段階において、成果目標の設定、費用対効果等を試算しており、事業完了後については、達成状況の検証を行っている。市の事業については、現地確認やヒアリングを実施するなど、補助金を交付して終わりではなく、適正な事業効果の検証に努めているとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部商工物産課所管の「平戸産品販路開拓商社構築事業」に関し、事業内容はどのようになっているのかとの質問に対し、これまで、行政が中心となっ

て行ってきた平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業の販路拡大のための営業活動や物産展等のプロモーションについて、民間主体にシフトするため業務委託するものであり、委託先は全国から公募を行う予定であるとの答弁がありました。これに関し、民間にシフトした場合、今後の行政としての業務はどのようなようになるのかとの質問に対し、行政として実施してきた営業活動などは整理されてくるが、行政と民間企業が連携した活動や、制度説明などの行政として取り組むべき業務などを引き続き行っていくとの答弁がありました。また、取引先が求める製品の需要に関しては、生産者の供給態勢を十分に整えるようにとの意見に対し、生産者とのコミュニケーションを図りながら、平戸製品の価値を高め生産者側に充分還元できるように取り組みたいとの答弁がありました。

次に、同課の「工業団地整備事業」に関し、企業誘致を行うため新たな工業団地を整備することに対し、人口減少が進み、市内の事業所においても人材確保に苦慮されている中、多額の予算を投入して行う本事業が、人口減少の抑制や雇用対策として効果的であるのかとの質問に対し、若者の流出による人口減少の対策を考えたとき、若者に関心を持ってもらえる企業を誘致することは重要な政策と考えているとの答弁がありました。また、半導体関連企業など今後も成長が見込まれる企業の誘致を進めるために、工業団地を整備し受け入れ態勢を整える必要があるとの説明であるが、今後の整備事業計画や経済効果はどのように考えているのかとの質問に対し、測量調査、実施設計から整備完了まで約5年を計画している。経済効果としては、法人市民税や固定資産税等の税収、企業活動や従業員の消費活動による間接効果等を考えている。これまで企業訪問で得た経験や知識を有効に活用しながら、事業に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、建設部建設課所管の「市道維持管理事業」に関し、比較的小規模の舗装補修等に対応する事業とのことであるが、現状の課題に対し予算は足りているのか、優先順位はどのように決めているのかとの質問に対し、予算の範囲内での対応となり、全

ての地区要望に対応できるものではないが、安全性を確保するため危険性の高い箇所を優先して実施しているとの答弁がありました。

また、市道沿線の陰切りは、地域の要望に対応できているのかとの質問に対し、令和3年度は35件の陰切りの要望があり、全て対応したとの答弁がありました。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「ICT教育環境整備事業」に関し、ICT支援員は、市内の業者に委託し実質1人で対応しているとのことであるが、1人で市内の各学校を回る対応では、支援に遅れが生じ、そのことで授業に影響があるのではないかと質問に対し、1人での対応が難しい場合は、学校教育課の職員も対応しているとの答弁がありました。

これに関連し、教職員のスキルアップは、どのようにしているのかとの質問に対し、令和3年度は研修会を12回開催し、臨時的任用職員を含む教職員の9割近くが研修に参加している。それでもスキルに差が生じるため、最低限のスキルが身につくように、研修を重ねているとの答弁がありました。

次に、同課の「特別支援教育支援員配置事業」に関し、支援員の人数と支援内容は、どのようになっているのかとの質問に対し、現在、支援員は23人で、基本的な生活習慣確立のための介助、発達障害児童に対する支援、学習活動や教室間移動等の介助などの支援を行っているとの答弁がありました。

これに対し、特別支援を必要とする児童生徒は、どのくらいいるのかとの質問に対し、令和3年度では、小学校279人19.2%、中学校101人13.7%と年々増えているとの答弁がありました。また、支援員配置数は、どのように決めているのかとの質問に対し、年度末に各学校から支援を必要とする児童生徒数を報告してもらい、何人配置するかを決めており、令和3年度は令和2年度から1名を増員し23人、令和4年度はさらに1名の増員を予定しているとの答弁がありました。

さらに、特別支援を必要とする児童生徒の判断基準は、どのようになっているのかとの質問に対し、就学基準が定められており、発達等検査の数値、医者意見や専門の

先生の意見を聞いて、望ましい就学先を判断している。本市でも12月に教育支援委員会を開催し、決定しているとの説明がありました。

次に、教育委員会生涯学習課所管の「図書購入事業」に関し、令和2年度末で151,169冊の本を収蔵しているとのことだが、どの程度の利用状況にあるのかとの質問に対し、コロナ禍で利用者が減ると予想していたが、令和4年1月末の利用者は、延べ141,259人となっており、3月末では令和2年度より伸びるものと考えている。

また、視覚障害者の方にも図書館を利用していただく方法について、図書館で朗読のCDを作成し貸し出すことは可能かとの質問に対し、コロナ禍になって、市販（図書館用）の小説等の朗読のCD・DVDの貸出も増えているところであるが、CDを作成し貸し出すことは著作権の問題があるため、今後の視覚障害者の利用については、県内の図書館の利用状況を参考にしながら、考えていきたいとの答弁がありました。

次に、**議案第21号「令和4年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計予算」**に関し、今回提出された委員会資料では、指定管理料の金額と市が直接行う修繕の内容等に留まっており、事業計画の記載がないものとなっていた。新年度の予算を審査するうえで必要な事業計画の内容は必ず記載するよう指摘しました。

これをもって、本委員会において付託を受けました案件の審査報告を終えますが、本委員会は所管に属する事項について先進地等の調査を行いたいので、調査終了まで閉会中の継続調査に付していただきますよう申し出いたします。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。